

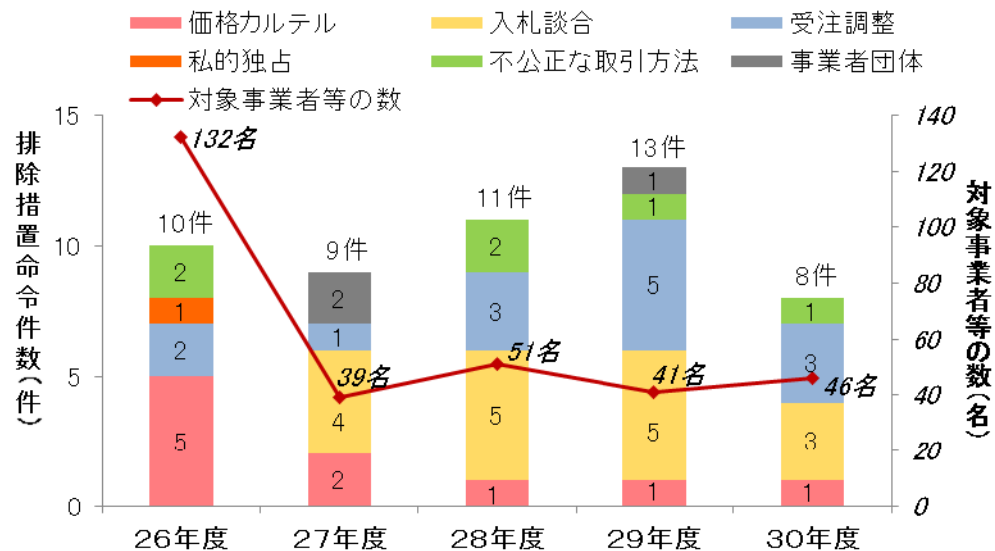


公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission

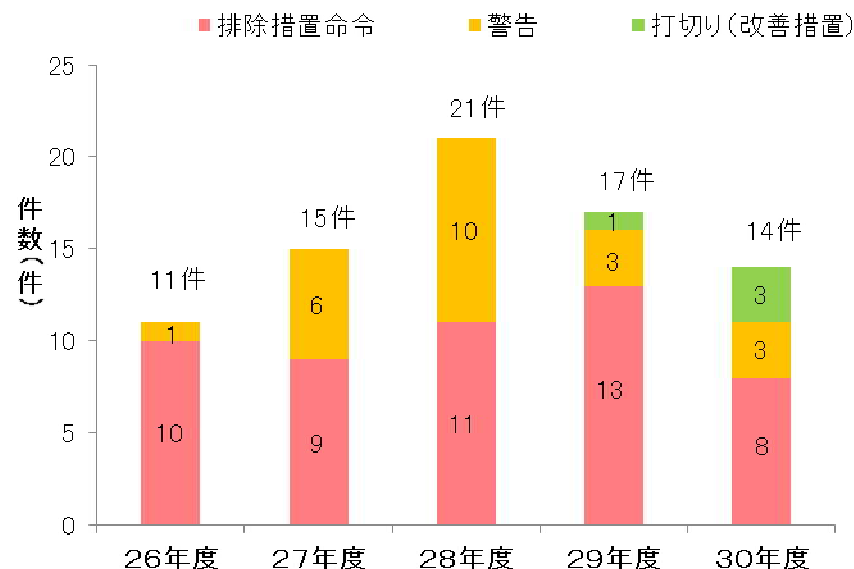
平成30年度における 独占禁止法違反事件の処理状況 (概要)

令和元年6月5日
公正取引委員会

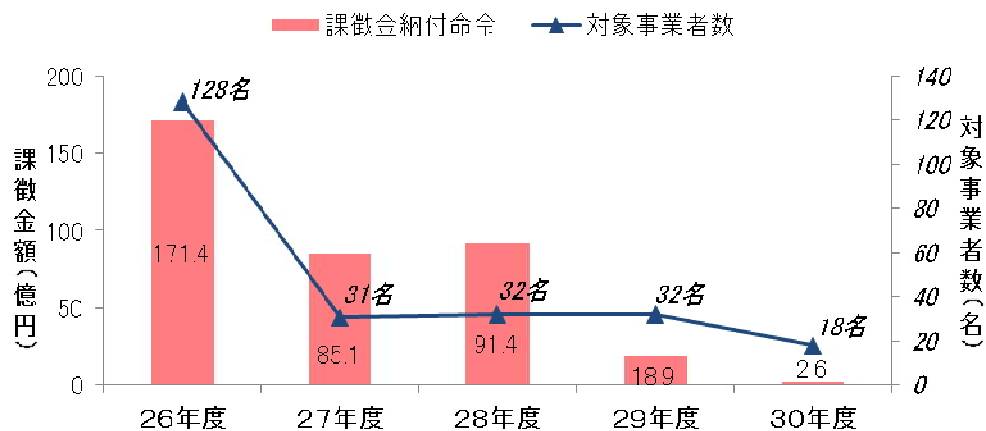
◆ 排除措置命令は8件



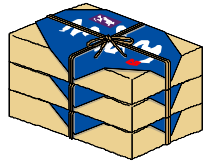
◆ 警告, 改善措置は各3件



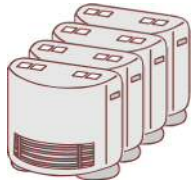
◆ 課徴金額は約2.6億円



行為類型	件名等
価格カルテル	近畿地区に店舗を設置する百貨店業者に対する件 (平成30年10月排除措置命令)
入札談合	宮城県大崎市及び大崎市土地開発公社または宮城県が発注する建設関連業務の入札等の参加業者に対する件(平成30年7月排除措置命令3件)
受注調整	・全日本空輸株式会社が発注する制服の販売業者に対する件 (平成30年7月排除措置命令) ・ドコモショップユニフォームの見積り合わせの参加業者に対する件 (平成30年10月排除措置命令2件)
不公正な取引方法	株式会社フジタに対する件 (平成30年6月排除措置命令)



卸売，小売等を営む事業者による
納入業者に対する支払代金の減額



ガス会社によるサービスショップに
対する必要以上の数量のファンヒータ
ーの購入要請



タクシー事業協同組合による組合員
のタクシー事業の不当な拘束



ペット取引の仲介サイトの運営事業
者によるブリーダーに対する情報掲載
の制限



スマートフォンの取引に係る契約に
おける携帯電話事業者の事業活動の
制限



民泊サービス仲介サイトの運営事業
者による取引先事業者の事業活動の
制限

警告

事業者からの
改善措置の
申出等を受け
審査終了

事案の内容を踏まえつつ、各事案について
速やかに競争秩序を回復

公正かつ自由な競争の維持促進

- ◆ 優越的地位の濫用行為には厳正に対処するほか、未然防止の観点から効率的かつ効果的に処理
 - 「優越的地位濫用事件タスクフォース」による調査
 - ⇒ 岩手県内で生産される商品の卸売、小売等を営む事業者による納入業者に対する優越的地位の濫用事件について警告（平成30年11月21日）
 - ⇒ 問題の見られた小売業者、宿泊業者、卸売業者等に注意

年度 (平成)	26	27	28	29	30
注意件数	49件	51件	48件	49件	56件

◆ 未然防止の観点からの迅速な対処

- 酒類, 石油製品, 家電製品等の小売業に係る申告は, 原則2か月以内に処理する方針
- 不当廉売につながるおそれがある事案に対し注意

年度 (平成)	26	27	28	29	30
酒類	635件	490件	420件	96件	22件
石油製品	326件	341件	732件	352件	194件
家電製品	3件	3件	1件	4件	0件
その他	18件	7件	2件	5件	11件
合計	982件	841件	1,155件	457件	227件

- 石油小売業者に対してレギュラーガソリンをその供給に要する費用を著しく下回る対価で販売していた石油製品卸売業者に対し, 不当廉売につながるおそれがあるとして注意(3件)

デジタルプラットフォーマー等のI T・デジタル関連分野の事業者による独占禁止法違反被疑行為に係る取組

I Tタスクフォースの
設置

I T・デジタル関連分野における情報提供
窓口の設置(平成28年10月21日)

事業者から改善措置の申出等(3件)

- みんなのペットオンライン株式会社が、同社が運営するペット仲介サイトを利用するブリーダーに対し、他のペット仲介サイトに犬又は猫の情報を掲載することを制限している疑い
(平成30年5月 公表)
- Apple Japan合同会社が、同社とMNO3社との契約に基づき、MNO3社等がiPhoneを購入する利用者に提供する端末購入補助等について、MNO3社の事業活動を制限している疑い
(平成30年7月 公表)
- エアビーアンドビーが、取引先事業者が他の民泊サービス仲介サイトにAPIを利用して民泊サービスの情報を掲載すること等を制限する規定を契約上定めることにより、当該取引先事業者の事業活動を制限している疑い
(平成30年10月 公表)

◆ 調査した事件において、競争政策上必要な措置を講じるべきと判断した事項について、発注者に要請・申入れ

発注者	要請・申入れの内容
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> <p>・ 東北農政局の職員の行為</p> <p>農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、東北農政局の職員が、同工事に係る競争参加資格を有する建設業者に在籍する農林水産省の元職員に対して、入札公告日等の未公表情報等を教示していたほか、技術提案書の添削等を行っていた事実が認められた。これらの行為は独占禁止法違反行為を誘発又は助長するおそれのある行為であるとともに、競争入札の制度趣旨を没却する行為であることから、農林水産省に対し、同省の発注担当職員に対して、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。(平成30年6月14日)</p> <p>・ 建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員の行為</p> <p>農林水産省が東北農政局において一般競争入札の方法により発注した土木一式工事について、建設業者10社に在籍する東北農政局の元職員が、入札前に、相互に入札参加の意向を確認し合っていた行為が認められた。このような行為は、独占禁止法の規定の違反につながるおそれがある行為であることから、農林水産省に対し、同省の職員が退職する場合には、退職前に、必要に応じて、同様の行為が再び行われることのないよう独占禁止法の遵守についての研修を実施することを申し入れた。(平成30年6月14日)</p>
宮城県	<p>宮城県が、北部土木事務所発注の建設関連業務のうち特定の入札に関し、自ら談合を行っていた旨を認めた1社を含めて、全ての入札参加業者から談合を行っていない旨の誓約書の提出を求めた事実が明らかになったことから、宮城県に対し、同県が定める談合情報対応マニュアルの改定など、所要の改善を図ることを要請した。(平成30年7月26日)</p>